

## 誤発送による個人情報の流出について

区は、世帯で一年間に負担した後期高齢者医療制度及び介護保険の利用者負担額の合計額が基準額を超えた場合に超過部分の払い戻しを行っています。この度、この払い戻しを区に請求する高額介護合算療養費申請書等（以下「申請書」といいます。）について、別人に送付したことが判明しました。

区は再発防止に向け、個人情報の取扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 1 経緯等

令和6年5月13日（月曜）、高齢者医療係に届いた申請書に添付されている「念書」（相続人を申し立てる書類）の押印が漏れていたため、申請者（本人の配偶者）へ返却しました。

令和6年5月16日（木曜）、申請書を受け取った別の区民が「別人の申請書が届いた。」と高輪地区総合支所に来庁し、誤送付が発覚しました。

令和6年5月17日（金曜）、申請者に対し、別人へ誤送付されたことを説明し謝罪しました。漏えいした情報は、個人番号（マイナンバー）、被保険者番号、住所、氏名、振込先口座等の個人情報です。現時点で二次被害の報告はありません。

### 2 原因

申請書を返却する際、同姓同名の別人を抽出し送付文を作成してしまいました。送付前には別の職員と二重確認を行っていましたが、送付先住所の確認が不十分でした。

### 3 再発防止策

区は今後このような誤りを起こさないよう、通知等の送付を行う際はチェックリストを用い、氏名だけでなくその他の情報も誤りがないか、必ず複数人で確認することを徹底します。

併せて、職員に個人情報の重要性を再認識させるとともに、緊張感を持って業務にあたるよう指導してまいります。